

会 議 結 果 の お 知 ら せ

令和7年度第1回宮古市廃棄物減量等推進審議会を次のとおり開催しました。

令和7年5月12日

宮古市廃棄物減量等推進審議会

1 開催日時

令和7年4月21日(月)午前9時30分～午前10時40分

2 開催場所

宮古市市民交流センター 会議室1

3 議題

令和7年度宮古市一般廃棄物処理実施計画について

4 会議の概要

会議録のとおり

5 問い合わせ先

市民生活部市民協働課きれいなまち推進室 電話64-6488

令和7年度第1回宮古市廃棄物減量等推進審議会

1 出席者(11名)

①橋本正吉 会長 ②山根吉一 副会長 ③吉田守 委員 ④中済秀美 委員
⑤星節 委員 ⑥鈴木結花 委員 ⑦伊藤薫子 委員 ⑧畠山りか 委員
⑨田川慶典 委員 ⑩小川興隆 委員 ⑪佐々木俊一 委員

2 欠席者(4名)

①小笠原信子 委員 ②中居克広 委員 ③小堀内将文 委員 ④寶由夫 委員

3 事務局出席者(4名)

①西村泰弘 市民生活部長 ②和美邦彦 市民協働課長 ③横山亨 きれいなまち推進室長
④小林真 きれいなまち推進室主査

4 傍聴者

なし

5 議題等

令和7年度宮古市一般廃棄物処理実施計画について

質疑応答内容

意見・質疑	回答
【議題】令和7年度宮古市一般廃棄物処理実施計画（案）について （委員） 17 ページの水洗化・生活雑排水処理(単独処理浄化槽)の数字は何を表しているのか。 （委員） 3 ページの施策の展開の中に「ごみの正しい出し方の説明や分別の指導を行う」とあり、出前講座というものがあるが、どこに申し込めばよいか。 （委員） 6 ページの「資源化への取り組みの優先」について、リサイクルを、販売店よりも市の収集の方に出してほしいということか。 （委員） 13 ページの「海岸漂着物の処理」について、海岸には本当に色々な物が流れてきている。そういうものがボロボロになって魚の口に入り、最終的には人の口に入ると思うと、危機感を持って取り組んでいかなければならないと思っている。 ときどきニュースで、どこかの団体がゴミ集めをしたといった話を耳にするが、市民が個人でも簡単に取り組めるような仕組みを考えてほしい。 近くに袋があって、回収場所があれば、気軽に観光客なども取り組めるのではないか。 ぜひ検討していただきたい。 （委員） 17 ページの非水洗化に関して、近所にも水洗化できない方がいる。 水洗化できない方たちの状況を把握し、どのような補助があれば水洗化してもらえるのか、考えていただきたい。	（事務局） 単独処理浄化槽は、トイレのみを水洗化する浄化槽で、現在は、合併処理浄化槽しか認めていない。 表示されている数字は、以前に設置して現在も残っている単独処理浄化槽の数字を表している。 （事務局） 生涯学習事業のメニュー（まちづくりふれあい講座）として登録しているが、直接、きれいなまち推進室に申し込んでも対応する。 （事務局） それは逆で、販売店の自主回収や地域の集団回収の方を優先してよいという意味である。 （事務局） ご意見を踏まえて、現在の取り組み内容と、今後の取り組みについて検討したい。 （事務局） 上下水道部と連携しながら情報を集め、確認していきたい。

(委員) 3 ページと 4 ページに集団回収量の数値があるが、合っていない部分がある。 (委員) 3 ページの施策の展開の現地指導の徹底のところに、集積場の個別調査とあるが、集積場は市内に何箇所あるか。 5 ページの生ごみ処理容器設置補助事業で、電動生ごみ処理機が 5 年度 3 台から 6 年度 14 台に増えているが、どういうことか。 10 ページの施設の概要の部分で、汚泥焼却施設が前はあったと思うが、今回は入っていないのか。 (委員) 海のごみを「きれいにする会」などで収集した際に、一般廃棄物で捨てられるものと、産業廃棄物だから宮古の処分場に捨てられないものがある、残念な状況になっている。このような取り組みの際に、一般廃棄物でも産業廃棄物でも処理できる方法を考えていただきたい。 もう一つ、お盆と正月に収集車で行政組合に行くとき、搬入路が乗用車で渋滞しているときがある。何かよい方法を考えてもらいたい。 (委員) 海にあるものは産廃で、陸に上がると一廃なのか。ものの的に、ブイとかロープとかは産廃と言われている。 (委員) せっかく善意で集めて同じ場所にあるのに、収集の際にこれは良くてこれはダメとなると困るので、何か考えていただきたい。 (委員) 高浜の海岸の草むらにごみが捨ててある。ごみを捨てないでという看板は無かったと思うので、何か啓発活動をしてはどうか。 高浜から河南に出る道路沿いに杉林がいっぱいあり、ごみが沢山捨ててあったので看板を設置していただいたが、小さい看板なので、もう少し目立つ方がよいと思う。	(事務局) 確認して修正する。 (事務局) 集積場は、約 1,200 箇所ある。 電動生ごみ処理機は、個人が家庭用として設置したものに補助した数である。 汚泥に関しては、10 ページの (2) のごみ焼却施設の特定産業廃棄物の中に入っている。 (事務局) 状況を確認した上で、対策を検討したい。 (事務局) 海岸管理者が清掃を行うと産廃になる可能性もある。事業所の不法投棄と考えて産廃とする場合もある。ものによる分類はなく、解釈による。 (事務局) 市の水産課が業者に依頼して海岸にボックスを設置しているところもある。 状況を確認した上で検討したい。 (事務局) ごみの状況、看板の状況について、現場を確認させていただく。
--	--

(委員) ごみ集積場が約 1,200 箇所とのことだが、集積場の個別調査は、どのように行っているか。	(事務局) 収集運搬業者が収集の際に確認している。例えば、リサイクルのネットが破れていると連絡を受けた場合、市からネットを渡すなどの管理をしている。 あとは、その町内の方をお願いして、やっているところもある。
(委員) ネットなどはそれぞれ申請方式でそこを管理する必要があるので、自治会としてはどうしたらよいか。	(事務局) 一度、担当まで連絡をいただきたい。
(委員) 園芸用の土はどのように処分するのか。	(事務局) ホームセンター等で購入した土は、廃棄物として（行政組合で）受け入れている。 もともと自然物であったものは廃棄物にならないので、受け入れていない。
(委員) リチウムイオン電池についてはどうか。	(事務局) 家電量販店にも協力していただき、ボックスも設けていただいているが、回収で出していただいている。（資源物：有害ごみ（電池））
(委員) リサイクル収集の場合、チャイムを鳴らしてはくれないのか。残された時が何回もある。	(事務局) 鳴らなくなった経緯も含めて確認する。
(委員) 苦情が来るため鳴らさなくなった経緯がある。 残っている理由は、8時までに出さず、収集した後に出しているため、あるいは、リサイクルできないものが混ざっていたためではないか。	(事務局) 8時までに出すというルールがあるが、昔の流れで、来た時に待っていて出す方もいる。どのような経緯か確認したい。
(委員) 指定袋の関係で、指定されたものでなければ回収されず、紙が付いていて置いて行かれる。その紙が貼ってあると、ずっと回収されないということか。	(事務局) 指定袋で出すこととしているので、それ以外は回収しないルールになっている。 置いていかれたごみ袋は、町内の方が協力してうまくやっていたいているようだ。

(委員) 歩けないおばあさんが一人暮らしで、その家族にゴミ出しを頼んで、その家族の地域で指定でない袋で出した事例もあった。そういう事例もあることを分かっていたいて、対応を考えていただきたい。 (委員) 自分の地区では、民生委員さんが中心となって、一人世帯、高齢者住宅をフォローして、ゴミ出しもやってあげるという流れがある。	(事務局) 現状がどうなっているのか、どのようにしたらよいのか、例えば地域の方にどのように周知したらよいのか、考えていきたい。
---	---